

令和 8 度浜田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

浜田市は、島根県の西部に位置し日本海に面した海岸部と、山々を連ねた山間地から成り立っており、総面積の約 8 割が山林である。農地の大半が中山間地域に位置する水田であり、農家の多くが零細な水稻農家である。地域農業の主力となっていた世代の高齢化により離農が進み、遊休農地や鳥獣被害等も増加する中、経営継続、地域農業の維持が厳しい現状である。

農業を継続し、地域の環境を守っていくため農業経営を成り立たせるとともに、農業ができる環境を整えていくことが重要である。同時に新規就農者や後継者、担い手確保に向けた農業支援の取組が必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 適地適作の推進

耕地面積の約 8 割を占める水田を有効利用し、大豆、飼料作物、麦、そばなど需要に応じた転換作物の生産し、農家所得の向上を図る。

また、中山間地域においては、農地が狭小なため生産効率が高めにくい反面、豊かな自然環境を活かした有機農業に適しており、有機農産物の生産を振興し所得向上を図る。

(2) 収益性・付加価値の向上

施設整備など経営規模拡大への支援を行い生産性の向上を目指す。特に、現在ほ場整備が進む弥栄地区においては、今後農業法人への農地集積に向けて、機械の大型化やオペレーターの育成への支援を行う。

(3) 生産・流通コストの低減

担い手不足に対応するため、生産性の向上と農業生産性の再編、ほ場の排水対策などの条件整備を促進する。

また、各地域での地域農業の維持・発展の仕組みづくりを支援し、認定農業者への農作業の受委託や集落営農組織での機械の共同化など地域の強みを活かした農地の最適化を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の実情に応じた農地の在り方

中山間地域が大半を占めている地理的要件により、団地化が見込める作物及び農地は限られるが担い手への農地集積を進め、今後の不作地が予想される水田については関係機関と連携を図りながら、農地の保全・活用に努める。

(2) 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

水田として条件の良いほ場では水稻を、排水条件の良い転換畑では大豆を中心にほ場

にあった品目を選択するよう関係機関と連携し研修会等を開催する。

(3) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

大豆を中心とした畑作物のブロックローテーションを行い、水稻生産者の所得向上を図る。

(4) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

現地確認等の結果を踏まえて、水稻以外の生産が定着している水田については、今後の活用見込みを調査・点検し、水田の有効活用を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

恵まれた自然条件を活かした米作りを展開する。さらに有機米、特別栽培米等の環境にやさしい米作りを実践しながら更なる良質米生産を図り、消費者ニーズを的確に把握し販路拡大を図る。

高温の影響による収量減・品質低下に対応するため、土づくり肥料の施用による反当収量の向上及び品質向上に努める。

良質米生産に向けた高温耐性品種への誘導を引き続き取り組み、きぬむすめ、つや姫の作付割合を増やす。

(2) 非主食用米

ア WCS 用稲

耕種農家と畜産農家との結びつきを強化し、多収品種の導入による安定多収を推進しながら畜産農家の需要に応じた作付けの拡大に取り組む。今後は飼料高騰に対応するため、畜産農家の自家利用計画、耕種農家と実需者との供給計画を具体的に定め、安定生産の推進を図る。

イ 加工用米

生産農家と実需者である加工業者との結びつきを強化し、不作付地の解消を図る。

(3) 大豆、飼料作物

白大豆は、地域における土地利用型作物の中心として、大規模な水稻農家や集落営農組織が取り組んでいる。栽培管理の省力化のために不耕起密植栽培に取り組み、面積拡大を図る。また、有機栽培による高付加価値化に取り組む等、担い手の経営作物としての導入を推進する。

飼料作物は、畜産農家において自家利用を中心とした作付けがされており、今後も農畜連携を目的とした飼料作物の作付けを推進し農地の保全を図る。

(4) そば

自己保全等の不作付地への栽培の推奨に努め、今後とも排水対策を行いながら、収量確保や地産地消を中心とした地域内利用の拡大を図る。

(5) 地力増進作物

有機栽培や高収益作物、麦、大豆等への転換へ向けた土づくりへの取組及び、地力増進による生産性の向上、農業経営の安定化を図る。地力増進作物の種類は県ビジョン

に準ずる。

(6) 有機野菜

有機野菜は、慣行栽培と比べて単価が高く、収益性の向上が見込めることから、生産から販売・消費において企業等と連携し、生産者の所得向上や有機農業の産地化に取り組む。

生産については、研修会等を通じた栽培技術の向上や、作業の機械化による省力化等を進める。特に、施設栽培においては、近年の資材費高騰の影響によりハウス等の建設が困難なことから、露地栽培面積の拡大に向けて、栽培研修会の開催や機械化の取組に支援する。

販売・消費については、生き物調査による消費者交流や学校給食などを通じて消費者に有機農業の理解を深めてもらい、地産地消につなげるとともに産地としてのイメージアップにつなげる。

(7) 高収益作物

島根県の県域重点品目の作物であり、いわみ中央地区本部の振興作物と位置づけられている、キャベツ、タマネギ、白ネギ、ブロッコリー、アスパラガス、ミニトマトについても水田を活用した栽培取組を推進し、今後も機械化や省力化で需要拡大を図る。

特に、キャベツ、タマネギについては、管内 JA の推奨作物となっており、作業機械の貸し出しや出荷体制が整備されていることから、生産者や作付面積の拡大に向けて新規取組や規模拡大を促進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	910.27		900.06		1030.00	
備蓄米					0	
飼料用米					0	
米粉用米					0	
新市場開拓用米					0	
WCS用稲	0.74		0.44		1.00	
加工用米	2.0		2.0		3.00	
麦	3.6		3.6		1.00	
大豆	16.55		14.86		45.00	
飼料作物	10.2		10.2		12.00	
・子実用とうもろこし					0	
そば	3.50		2.73		7.20	
有機野菜	9.95		10.05		18.00	
地力増進作物					0	
高収益作物	22.53		22.53		40.00	
・野菜	22.53		22.53		40.00	
畑地化	11.0				6.00	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	白大豆	白大豆排水対策加算	作付面積 （生産量）	（令和7年度）12.89ha （令和7年度）（10.00t）	（令和8年度）35.00ha （令和8年度）（36.40t）
2	白大豆	白大豆の不耕起密植 栽培加算	作付面積 （生産量）	（令和7年度）7.86ha （令和7年度）（7.00t）	（令和8年度）27.00ha （令和8年度）（28.08t）
3	有機野菜	有機野菜振興助成	作付面積 （生産量）	（令和7年度）9.95ha	（令和8年度）20.00ha
4	タマネギ・キャベツ	露地振興作物助成	作付面積 （生産量）	（令和7年度）0.31ha	（令和8年度） 1.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 島根県

協議会名: 浜田市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	白大豆排水対策加算(法人等)	1	25,000	白大豆	・50a以上の作付けを行うこと ・排水対策として、畝立て、作溝、中溝を実施すること(作業日誌に記入) ・実需者等との出荷契約又は販売契約を締結していること。
1-2	白大豆排水対策加算(一般)	1	25,000	白大豆	・30a以上の作付けを行うこと ・排水対策として、畝立て、作溝、中溝を実施すること(作業日誌に記入) ・実需者等との出荷契約又は販売契約を締結していること。
2	白大豆の不耕起密植栽培加算	1	10,000	白大豆	・専用機械による不耕起密植栽培を実施すること(作業日誌に記入) ・実需者等との出荷販売又は販売契約を締結していること
3-1	有機野菜振興助成	1	20,000	有機野菜	・作付面積1a以上を助成対象とする ・有機JAS認証取得済み又は認証取得予定のほ場に限る
3-2	有機野菜振興助成	1	17,000	有機野菜	・作付面積1a以上を助成対象とする ・有機JAS認証取得済み又は認証取得予定のほ場に限る
4	露地野菜振興作物助成	1	15,000	タマネギ・キャベツ	・作付面積1a以上を対象とする ・実需者等との出荷販売又は販売契約を締結していること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してくだ